

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 3-21

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則 3 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の職） 第 4 条 省略 2 省略 3 前 2 項の職は、 <u> </u> 事務職員をもつて充てる。	（職員の職） 第 4 条 省略 2 省略 3 前 2 項の職は、 <u>県吏員相当</u> の事務職員をもつて充てる。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7-1039

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																											
様式第 1 号（第 7 条、第 7 条の 2、第 20 条関係） 扶養親族届兼扶養手当認定簿 （表） 扶養親族届兼扶養手当認定簿 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>配偶者以外の 認定扶養親族</td> <td>認定扶養親族中加算 措置の対象となる子</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>	省略			省略	省略	配偶者以外の 認定扶養親族	認定扶養親族中加算 措置の対象となる子	省略		人	人			円	円			人	人			円	円			人	人			円	円		様式第 1 号（第 7 条、第 7 条の 2、第 20 条関係） 扶養親族届兼扶養手当認定簿 （表） 扶養親族届兼扶養手当認定簿 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td colspan="3">配偶者以外の認定扶養親族</td> <td>中加算措置の対 象となる子</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人目</td> <td>2人目</td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td></td> </tr> </table>	省略				省略	省略	配偶者以外の認定扶養親族			中加算措置の対 象となる子	省略		1人目	2人目	その他				—	—	—	人			(人)	(人)	(人)	(人)			(円)	(円)	(円)	(円)			(人)	(人)	(人)	(人)			(円)	(円)	(円)	(円)			(人)	(人)	(人)	(人)			(円)	(円)	(円)	(円)	
省略			省略																																																																																									
省略	配偶者以外の 認定扶養親族	認定扶養親族中加算 措置の対象となる子	省略																																																																																									
	人	人																																																																																										
	円	円																																																																																										
	人	人																																																																																										
	円	円																																																																																										
	人	人																																																																																										
	円	円																																																																																										
省略				省略																																																																																								
省略	配偶者以外の認定扶養親族			中加算措置の対 象となる子	省略																																																																																							
	1人目	2人目	その他																																																																																									
	—	—	—	人																																																																																								
	(人)	(人)	(人)	(人)																																																																																								
	(円)	(円)	(円)	(円)																																																																																								
	(人)	(人)	(人)	(人)																																																																																								
	(円)	(円)	(円)	(円)																																																																																								
	(人)	(人)	(人)	(人)																																																																																								
	(円)	(円)	(円)	(円)																																																																																								

	人	人
	円	円

注 省略

(裏)

省略

(人)	(人)	(人)	(人)
(円)	(円)	(円)	(円)

注 省略

(裏)

省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に改正前の職員の給与の支給等に関する規則(以下「旧規則」という。)様式第 1号の規定により提出されている書類は、改正後の職員の給与の支給等に関する規則様式第 1号の規定により提出された書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある旧規則様式第 1号の規定による扶養親族届兼扶養手当認定簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1040

職員の特務勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 19 年 3 月 31 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の特務勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(この規則の目的)	(この規則の目的)
第 1 条 この規則は、職員の特務勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。)第 3 条、第19条第 1 項から第 6 項まで、第20条第 2 項及び第 3 項、第46条第 2 項、 <u>第50条第 2 項、第53条、第54条第 2 項、第60条第 2 項及び第 3 項、第61条、第62条第 2 項、第64条の 2</u> 並びに第65条の規定に基づき、職員の特務勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第 1 条 この規則は、職員の特務勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。)第 3 条、第19条第 1 項から第 7 項まで、第20条第 2 項及び第 3 項、第46条第 2 項____、第53条、第54条第 2 項、第60条第 2 項及び第 3 項、第61条、第62条第 2 項、第64条の 2、 <u>第64条の 4</u> 並びに第65条の規定に基づき、職員の特務勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当)	(特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当)
第 9 条 省略	第 9 条 省略
<u>2 条例第12条第 2 号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 220円とする。</u>	<u>2 条例第12条第 2 号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 350円とする。</u>
	<u>3 条例第12条第 3 号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 220円とする。</u>
	<u>4 条例第12条第 4 号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 220円とする。</u>
(児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当)	(児童相談所、 <u>肢体不自由児施設</u> 、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当)
第11条 省略	第11条 省略
2 省略	2 省略
	<u>3 条例第16条第 3 号に定める手当の額は、作業に従事した月につき、8,800円とする。</u>
	第11条の 2 月の初日から末日までの間において、職員の休日、休暇

並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第2条第1項に規定する休日（同条例第2条の2第1項の規定により休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）及び同条例第11条第3項又は第4項の規定による週休日に該当しない日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、条例第15条第3号の作業に従事する職員（以下「肢体不自由児看護作業等従事職員」という。）が公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは同条例第12条第1号に規定する退職派遣者の在職する特定法人（同条例第10条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくはこれらの者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病による休暇以外の事由によりその者の同号の作業に従事していない日（月の中途において、肢体不自由児看護作業等従事職員となり、又は肢体不自由児看護作業等従事職員でなくなつたことにより同号の作業に従事していない日を含む。）の合計が、その月の勤務を要する日の2分の1を超える場合（その月に同号の作業に従事した日がない場合を除く。）における条例第16条第3号に定める手当の額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項の手当の額の2分の1の額とする。

（児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当）

第12条 条例第18条に定める手当は、月額とし、当該職員が受けるべき給料月額に、管理職手当の支給を受ける者にあつては100分の8（えひめ学園長にあつては、100分の6）その他の者にあつては100分の14を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 月の中途において新たに児童自立支援施設に勤務する職員となつたもの及び児童自立支援施設に勤務する職員でなくなつたものにあつては、その月の児童自立支援施設に勤務する職員としての期間に対応する給料月額に、前項の区分に応ずる割合を乗じて得た額とする。

第13条 条例第19条第4項の技術の程度は、1級及び2級の技術の級に区分する。

2 前項の技術の級は、直接その作業に従事すべき職にある者のうちから県警察本部長が認定するものとする。

第13条の2 条例第19条第5項第1号の人事委員会が定める作業は、同号の特殊危険物質若しくはその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で特殊危険物質等の発散若しくは漏洩のおそれがあるものとする。

第13条の3 条例第19条第6項の人事委員会が定める作業は、正規の勤務時間（休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。）

（児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当）

第12条 条例第18条に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき次の表に定める額とする。

行政職給料表の職務の級	手当の額
5級以上（支援課長に限る。）	820円
4級及び5級（管理職手当の支給を受ける者を除く。）	2,220円
4級未満	1,480円

第13条 削除

第13条の2 条例第19条第4項第1号の人事委員会が定める作業は、同号の特殊危険物質若しくはその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で特殊危険物質等の発散若しくは漏洩のおそれがあるものとする。

第13条の3 条例第19条第5項の人事委員会が定める作業は、正規の勤務時間（休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。）

に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外から出勤する場合に限る。）の作業で、当該作業に従事する時間帯の全部又は一部が夜間（午後9時後翌日の午前5時前の間をいう。第14条第19項において同じ。）であるものとする。

第13条の4 条例第19条第6項に定める「異常な自然現象」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する自然現象をいう。

2 条例第19条第6項に定める「事故」とは、火事、爆発、石油等の漏洩又は流出、船舶の沈没、建築物の崩壊その他これらに類するものをいう。

3 条例第19条第6項に定める「重大な災害」とは、大規模な土砂崩壊、決壊、冠水、雪崩、落石、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害をいう。

4 条例第19条第6項の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業は、次に掲げる作業とする。

・ 省略

第14条 条例第20条第1項第1号から第3号までに定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の表に定める額とする。

条例第19条第1項の作業	手当の額
第1号の作業	560円
第2号から第7号までの作業	現場担当者 560円 その他 280円
第8号の作業（条例第20条第1項第3号アの作業）	560円
第8号の作業（条例第20条第1項第3号イの作業）	420円

2 省略

3 条例第20条第1項第5号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき340円とする。

4 省略

5 省略

に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外から出勤する場合に限る。）の作業で、当該作業に従事する時間帯の全部又は一部が夜間（午後9時後翌日の午前5時前の間をいう。第14条第19項において同じ。）であるものとする。

第13条の4 条例第19条第7項に定める「異常な自然現象」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する自然現象をいう。

2 条例第19条第7項に定める「事故」とは、火事、爆発、石油等の漏洩又は流出、船舶の沈没、建築物の崩壊その他これらに類するものをいう。

3 条例第19条第7項に定める「重大な災害」とは、大規模な土砂崩壊、決壊、冠水、雪崩、落石、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害をいう。

4 条例第19条第7項の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業は、次に掲げる作業とする。

・ 省略

第14条 条例第20条第1項第1号から第3号までに定める手当の額は、作業に従事した月1月につき次の表に定める額とする。

条例第19条第1項の作業	手当の月額
第1号の作業	11,760円
第2号から第7号までの作業	警察署に勤務する者 11,760円 警察本部に勤務する者 ア 現場担当者 11,760円 イ その他 6,440円
第8号の作業（条例第20条第1項第3号アの作業）	11,760円
第8号の作業（条例第20条第1項第3号イの作業）	8,820円

2 省略

3 条例第20条第1項第5号に定める手当の額は、作業に従事した月につき7,140円とする。

4 第1項及び第3項の手当については、第11条の2の規定を準用する。

5 月の中途において、条例第19条第1項第1号から第8号まで及び第10号の作業に従事する職員が、第1項及び第3項の手当の額を異にして異動した場合における条例第20条第1項第1号から第3号まで及び第5号に定める手当の額は、第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、その者の異動前と異動後に係る第1項又は第3項の手当の額（これらの作業に従事していない日数の合計がその月の勤務を要する日の2分の1を超える場合（その月にこれらの作業に従事した日がない場合を除く。）については、当該手当の額の2分の1の額）を、それぞれ月のうち異動前と異動後の期間における日数を基礎として日割計算により算定した額を合算した額とする。

6 省略

7 省略

8 条例第20条第1項第8号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき技術の級の区分に応じ次の表に定める額とする。

- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略

17 条例第20条第1項第19号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき310円とする。

- 18 省略
- 19 省略

20 前項の作業に従事した時間の計算は、その給与期間における作業に従事した時間の全時間数によつて計算する。この場合においては、第12項後段の規定を準用する。

21 条例第20条第2項の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業は、損傷の著しい死体を取り扱う作業（第13項第1号に規定する作業を除く。）とし、同条第2項の人事委員会が定める額は、作業1回につき1,600円とする。

- 22 省略
- 23 省略
- 24 省略

第15条及び第16条 削除

（漁労手当）

第17条 条例第26条に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の表に定める額とする。

職 名	手当の額
船長（兼漁労長）	8,400円
機関長	7,000円
無線局長	5,600円

技術の級	1 級	2 級
	条例第19条第1項の作業	
第13号の作業	50円	40円

- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略
- 18 省略
- 19 省略

20 条例第20条第1項第18号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき310円とする。

21 条例第20条第1項第19号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき7,130円とする。

22 前項の手当については、第11条の2の規定を準用する。

- 23 省略
- 24 省略

25 前項の作業に従事した時間の計算は、その給与期間における作業に従事した時間の全時間数によつて計算する。この場合においては、第15項後段の規定を準用する。

26 条例第20条第2項の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業は、損傷の著しい死体を取り扱う作業（第16項第1号に規定する作業を除く。）とし、同条第2項の人事委員会が定める額は、作業1回につき1,600円とする。

- 27 省略
- 28 省略
- 29 省略

（研究手当）

第15条 条例第21条に定める「衛生環境研究所等」とは、衛生環境研究所、精神保健福祉センター及び健康増進センターをいう。

2 条例第22条に定める手当の月額額は、職員の職務の級に応じ、次の表に定める額とする。

職務の級	手当の月額
医療職給料表（一）	2 級以上 30,000円
研究職給料表	2 級以上
医療職給料表（一）	1 級 24,000円
研究職給料表	1 級
行政職給料表	4 級以上 18,000円

第16条 削除

（漁獲手当）

第17条 条例第25条に規定する漁獲手当の支給等に関し、必要な事項は、別に定める。

1等航海士	4,700円
1等機関士、2等航海士及び2等機関士	3,600円

(職業訓練指導業務従事職員)の特殊勤務手当)

第21条 条例第32条に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき790円とする。

第23条 削除

(家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当)

第30条 条例第50条第1項に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき730円とする。

2 条例第50条第2項の人事委員会が定める額は、業務に従事した日1日につき810円とする。

(航空手当)

第34条の2 条例第60条第1項第1号に定める手当の額は、業務に従事した時間1時間につき7,700円とする。

2 条例第60条第1項第2号に定める手当の額は、業務に従事した時間1時間につき4,500円とする。

3 条例第60条第1項第3号に定める手当の額は、業務に従事した時間1時間につき1,900円とする。

4 省略

5 条例第60条第2項の人事委員会が定める額は、業務に従事した時間1時間につき次の区分による額とする。

省略

第2項の規定の適用を受ける職員が従事したときは、660円

第3項の規定の適用を受ける職員が従事したときは、570円

6 第1項から第3項まで及び前項の業務に従事した時間の計算は、第1項から第3項までにあつてはその給与期間における搭乗時間の全時間数、前項にあつてはその給与期間における第4項各号の業務に従事した時間の全時間数によつて計算する。この場合においては、第14条第12項後段の規定を準用する。

7 省略

(手当の額の特例)

第35条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務又は作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(職業訓練事業に従事する職員の特殊勤務手当)

第21条 条例第32条に定める手当の額は、事業に従事した月につき13,300円とする。

2 職業訓練事業に従事する職員の特殊勤務手当については、第11条の2の規定を準用する。

(動物園飼育作業従事職員の特殊勤務手当)

第23条 条例第36条に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき310円とする。

(家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当)

第30条 条例第50条に定める手当の額は、事務に従事した月につき15,300円とする。

2 家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当については、第11条の2の規定を準用する。

(航空手当)

第34条の2 条例第60条第1項第1号に定める手当の額は、業務に従事した月につき127,500円とする。

2 条例第60条第1項第2号に定める手当の額は、業務に従事した月につき28,600円とする。

3 前2項の手当については、第11条の2の規定を準用する。

4 条例第60条第1項第3号に定める手当の額は、業務に従事した時間1時間につき次の区分による額とする。

整備士が従事したときは、2,200円

その他の職員が従事したときは、1,900円

5 省略

6 条例第60条第2項の人事委員会が定める額は、業務に従事した時間1時間につき次の区分による額とする。

省略

第4項第1号の規定の適用を受ける職員が従事したときは、660円

第4項第2号の規定の適用を受ける職員が従事したときは、570円

7 第4項及び前項の業務に従事した時間の計算は、第4項にあつてはその給与期間における搭乗時間の全時間数、前項にあつてはその給与期間における第5項各号の業務に従事した時間の全時間数によつて計算する。この場合においては、第14条第15項後段の規定を準用する。

8 省略

(短時間勤務職員に月額で支給する特殊勤務手当の額)

第34条の6 条例第64条の4の人事委員会が定める額は、この規則に規定する額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められた再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(手当の額の特例)

第35条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務又は作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当 _____

~ 省略

(支給期日及び支給方法)

第36条 条例第2条各号に掲げる特殊勤務手当(漁労手当を除く。)

_____は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

第37条 漁労手当は、1航海の分を当該航海が終了した日の属する月の次の月の給料の支給定日に支給する。

(帳簿の作成)

第39条 任命権は、特殊勤務従事簿(様式第1号)、有害ガス発生業務等従事命令簿(様式第3号)

_____, 警察職員特殊勤務従事簿、(様式第6号 _____)、夜間特殊作業従事簿(様式第6号の2)、死体取扱作業従事簿(様式第6号の3)、緊急業務処理作業従事簿(様式第6号の4)、術科指導従事命令簿(様式第7号)、漁労従事簿(様式第8号)、夜間看護業務従事命令簿(様式第9号)

_____, 潜水作業従事命令簿(様式第14号)、用地交渉等業務従事簿(様式第14号の2)

_____, 航空業務従事命令簿(様式第17号)及び災害応急作業等従事簿(様式第18号)を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

様式第1号(第39条関係) 特殊勤務従事簿

省略

備考1~4 省略

5 この様式は、次の各手当について使用すること。

県税事務従事職員の特殊勤務手当 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当 レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当 _____

_____ 児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当 _____ 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当(指紋を利用する犯罪鑑識作業手当、手口を利用する犯罪鑑識作業手当、写真を利用する犯罪鑑識作業手当、理化学の知識を利用する犯罪鑑識作業手当、法医学の知識を利用する犯罪鑑識作業手当、銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業手当、要人等の身辺警護等の作業手当、銃器犯罪捜査作業手当、交通専務員が従事する交通の取締り、整理及び事故処理の作業(交通取締り用自動車その他特殊自動車運転作業又はひき逃げ捜査作業を除く。)手当、夜間特殊作業手当、潜水器具を着用して従事する潜水作業手当、死体取扱作業手当、特殊危険物質の処理等の作業手当、緊急業務処理作業手当及び術科指導作業手当を除く。) _____ 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当 _____ 精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当 _____ 職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当 _____ と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当 _____

_____ 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当 _____

特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当(条例第11条第2号の作業に係るものを除く。)

~ 省略

(支給期日及び支給方法)

第36条 条例第2条各号に掲げる特殊勤務手当(児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当及び研究手当を除く。第38条において同じ。)は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

第37条 児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当及び研究手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(帳簿の作成)

第39条 任命権者は、特殊勤務従事簿(様式第1号)、有害ガス発生業務等従事命令簿(様式第3号)、児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当支給明細書(様式第5号)、警察職員特殊勤務手当支給明細書(様式第6号)、警察職員特殊勤務従事簿(様式第6号の2)、夜間特殊作業従事簿(様式第6号の3)、死体取扱作業従事簿(様式第6号の4)、緊急業務処理作業従事簿(様式第6号の5)、術科指導従事命令簿(様式第7号)

_____, 夜間看護業務従事命令簿(様式第9号)、家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤務手当支給明細書(様式第11号)、児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当支給明細書(様式第12号)、職業訓練事業に従事する職員の特殊勤務手当支給明細書(様式第13号)、潜水作業従事命令簿(様式第14号)

用地交渉等業務従事簿(様式第14号の2)、航空手当支給明細書(様式第16号)、航空業務従事命令簿(様式第17号)及び災害応急作業等従事簿(様式第18号)を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

_____、航空業務従事命令簿(様式第17号)及び災害応急作業等従事簿(様式第18号)を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

様式第1号(第39条関係) 特殊勤務従事簿

省略

備考1~4 省略

5 この様式は、次の各手当について使用すること。

県税事務従事職員の特殊勤務手当 伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当 特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当 レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当 児童相談所、肢体不自由児施設、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターに勤務する職員の特殊勤務手当(月額の手当を除く。)

_____ 県警察に勤務する職員の特殊勤務手当(月額の手当 _____、要人等の身辺警護等の作業手当、銃器犯罪捜査作業手当、交通専務員が従事する交通の取締り、整理及び事故処理の作業(交通取締り用自動車その他特殊自動車運転作業又はひき逃げ捜査作業を除く。)手当、夜間特殊作業手当、潜水器具を着用して従事する潜水作業手当、死体取扱作業手当、特殊危険物質の処理等の作業手当、緊急業務処理作業手当及び術科指導作業手当を除く。) _____ 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当 _____ 精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当 _____ と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当 _____ 動物園飼育作業従事職員の特殊勤務手当 _____ 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当 _____

給調整手当に対応する額
 を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当
 から差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、離職、休職、停職及び専従許可（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可をいう。）の場合において、減額すべき給与額が給料、地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。

調整手当に対応する額及び第3条に規定する手当に対応する額
 を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び同条に規定する手当から差し引くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、離職、休職、停職及び専従許可（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可をいう。）の場合において、減額すべき給与額が給料、地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び第3条に規定する手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。

（職員の高齢者部分休業に関する規則の一部改正）

4 職員の高齢者部分休業に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-51）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 削除</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第5条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。）に対応する額、地域手当に対応する額、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額及び初任給調整手当に対応する額 を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当 から差し引くものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、離職、休職、停職及び専従許可（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可をいう。）の場合において、減額すべき給与額が給料、地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。</p>	<p>（条例第3条第1項の人事委員会規則で定める手当）</p> <p>第3条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める手当は、特殊勤務手当（月額で支給する手当に限る。）とする。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第5条 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。以下同じ。）に対応する額、地域手当に対応する額、管理職手当に対応する額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応する額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別手当に対応する額、初任給調整手当に対応する額及び第3条に規定する手当に対応する額 を、それぞれその次の給与期間以降の給料、地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び同条に規定する手当から差し引くものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、離職、休職、停職及び専従許可（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可をいう。）の場合において、減額すべき給与額が給料、地域手当、管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び第3条に規定する手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から当該減額すべき給与額を差し引くことができる。</p>

○愛媛県人事委員会規則7-1041

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-62）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(教員特殊業務手当)

第 4 条 条例第 6 条の 2 の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校 _____ に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の 1 級又は 2 級のものとする。

第 5 条 条例第 6 条の 3 第 1 項に定める手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる額とする。

・ 省略

条例第 6 条の 2 第 2 号 _____ に規定する業務の場合は、
1,700円

___ 条例第 6 条の 2 第 3 号に規定する業務の場合は、2,400円

___ 条例第 6 条の 2 第 4 号に規定する業務の場合は、2,000円

___ 省略

2 省略

(多学年学級担当手当)

第 6 条 条例第 7 条の人事委員会の定める教育職員は、公立の小学校又は中学校の 2 _____ の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭、助教諭又は講師で次 _____ に掲げる者以外の者とする。

___ 条例第10条の 2 各号に掲げる者

2 _____ の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数とその者の担当授業時間数の 2 分の 1 に満たない者

2 _____ の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が 1 週間につき12時間に満たない者

第 7 条 条例第 8 条に定める手当の額は、前条に該当する教育職員が多学年学級の授業又は指導に従事した日 1 日につき、290円 _____ とする。

(特別支援教育手当)

第 9 条の 2 条例第10条の 3 に定める手当の額は、障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に直接従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

___ 条例第10条の 2 第 1 号に掲げる教育職員で校長の職にあるもの 1,200円

___ 条例第10条の 2 各号に掲げる教育職員で前号に掲げる者以外のもの 1,000円

(帳簿の作成)

第11条 任命権者(その委任を受けた者を含む。)は、定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿(様式第 1 号)、多学年学級担当授業又は指導実績簿(様式第 2 号)、特殊勤務手当整理簿(様式第 3 号)、教員特殊業務従事簿(様式第 4 号)、教育業務連絡指導従事簿(様式第 5 号)及び特別支援教育業務従事簿(様式第 6 号)を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

改 正 前

(教員特殊業務手当)

第 4 条 条例第 6 条の 2 の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の 1 級又は 2 級のものとする。

第 5 条 条例第 6 条の 3 第 1 項に定める手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる額とする。

・ 省略

___ 条例第 6 条の 2 第 2 号及び第 3 号に規定する業務の場合は、
1,700円

___ 条例第 6 条の 2 第 4 号に規定する業務の場合は、1,200円

___ 省略

2 省略

(多学年学級担当手当)

第 6 条 条例第 7 条の人事委員会の定める教育職員は、公立の小学校又は中学校の 2 又は 3 の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭、助教諭又は講師で次の各号に掲げる者以外の者とする。

___ 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)

___ 第 8 条の規定により給料の調整額を受ける者

2 又は 3 の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数とその者の担当授業時間数の 2 分の 1 に満たない者

2 又は 3 の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が 1 週間につき12時間に満たない者

第 7 条 条例第 8 条に定める手当の額は、前条に該当する教育職員が多学年学級の授業又は指導に従事した日、1 日につき、次の各号に掲げる額とする。

___ 条例第 7 条第 1 号の場合は、350円

___ 条例第 7 条第 2 号の場合は、290円

(帳簿の作成)

第11条 任命権者(その委任を受けた者を含む。)は、定時制課程兼務、通信制課程の添削及び面接指導従事実績簿(様式第 1 号)、多学年学級担当授業又は指導実績簿(様式第 2 号)、特殊勤務手当整理簿(様式第 3 号)、教員特殊業務従事簿(様式第 4 号)及び教育業務連絡指導従事簿(様式第 5 号) _____ を作成し、必要な事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

改正後

(管理職手当を支給する職及び区分)

第2条 管理職手当を支給する職は、別表第1公職欄に掲げる職

とする。

2 別表第1に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の公職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

(支給額)

第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

別表第1(第2条関係)

部局	公職	区分
省略		
委員会等の事務部局	副参事(6種に該当する職を除く。) 省略	5種
	副参事(5種に該当する職を除く。) 県立学校事務長 省略	6種
省略		

備考 この表中の「部付」及び「課付」については、休職にされた後復職した職員の職を除く。

改正前

(管理職手当を支給する職及び管理職手当の額)

第2条 管理職手当を支給する職は、別表公職欄に掲げる職とし、その職を占める職員に支給する管理職手当は、当該職員の給料月額に別表下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第3条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

別表(第2条関係)

区分	公職	区分
省略		
委員会等の事務部局	副参事 省略	5種
	県立学校事務長 省略	6種
省略		

備考

この表中支給割合は、次のとおりとする。

- 1種 100分の20(特殊性が著しい職として人事委員会が認める職を占める職員にあっては、100分の25)
- 2種 100分の18
- 3種 100分の16
- 4種 100分の14

5 種 100分の12

6 種 100分の10

別表第2（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当
9 級	1 種	104,200円
8 級	1 種	94,600円
7 級	3 種	71,200円
	4 種	62,300円
6 級	3 種	67,100円
	4 種	58,700円
	5 種	50,300円
5 級	6 種	42,000円
	5 種	48,400円
	6 種	40,300円

2 公安職給料表

職務の級	区 分	管理職手当
9 級	1 種	96,900円
8 級	1 種	94,100円
	2 種	84,700円
	3 種	75,300円
7 級	2 種	81,700円
	3 種	72,600円
	4 種	63,500円
	5 種	54,500円
6 級	4 種	60,800円
	5 種	52,200円

3 研究職給料表

職務の級	区 分	管理職手当
5 級	1 種	99,300円
	3 種	79,500円
	4 種	69,500円
	5 種	59,600円
4 級	5 種	52,400円

4 医療職給料表(一)

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	110,900円
	3 種	88,800円
	4 種	77,700円
3 級	3 種	76,600円
	4 種	67,000円
	5 種	57,500円
2 級	5 種	46,800円

5 医療職給料表(二)

職務の級	区 分	管理職手当
7 級	3 種	71,800円
	4 種	62,800円
6 級	5 種	50,100円

6 医療職給料表(三)

職務の級	区 分	管理職手当
7 級	3 種	74,800円
	4 種	65,500円
6 級	5 種	50,700円

7 大学教育職員給料表

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	104,000円
	4 種	72,800円
	5 種	62,400円

別表第3（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当
9 級	1 種	90,300円
8 級	1 種	79,800円
7 級	3 種	58,300円
	4 種	51,000円
6 級	3 種	51,400円
	4 種	45,000円
	5 種	38,500円
	6 種	32,100円
5 級	5 種	35,400円
	6 種	29,500円

2 公安職給料表

職務の級	区 分	管理職手当
9 級	1 種	83,800円
8 級	1 種	77,300円
	2 種	69,500円
	3 種	61,800円
7 級	2 種	62,900円
	3 種	56,000円
	4 種	49,000円
	5 種	42,000円
6 級	4 種	45,500円
	5 種	39,000円

3 研究職給料表

職務の級	区 分	管理職手当
5 級	1 種	78,700円
	3 種	62,900円
	4 種	55,100円
	5 種	47,200円
4 級	5 種	39,900円

4 医療職給料表(一)

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	92,700円
	3 種	74,200円
	4 種	64,900円
3 級	3 種	62,500円
	4 種	54,700円
	5 種	46,900円
2 級	5 種	40,300円

5 医療職給料表(二)

職務の級	区 分	管理職手当
7 級	3 種	59,700円
	4 種	52,200円
6 級	5 種	39,500円

6 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当
7 級	3 種	60,700円
	4 種	53,100円
6 級	5 種	39,900円

7 大学教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	81,800円
	4 種	57,300円
	5 種	49,100円

(教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則第7-390)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当を支給する職及び区分)</p> <p>第2条 管理職手当を支給する職は、別表第1公職欄に掲げる職とする。</p> <p>2 別表第1に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の公職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「再任用教育職員」という。)以外の教育職員に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第2の管理職手当欄に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあっては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める教育職員のうち再任用教育職員に支給する管理職手当は、当該教育職員に適用される給料表の別並びに当該教育職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあっては、その額に教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>(管理職手当の月額)</p> <p>第2条 別表公職欄に掲げる教育職員に支給する管理職手当の月額は、当該教育職員の給料月額に同表支給割合欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>第3条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される教育職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>別表(第2条関係)</p>

公職	区分
校長（人事委員会が別に定める校長に限る。）	1種
校長（人事委員会が別に定める校長に限る。）	2種
校長（1種及び2種に該当する校長を除く。）	3種
教頭（人事委員会が別に定める教頭に限る。）	3種
教頭（3種及び5種に該当する教頭を除く。）	4種
教頭（条例別表第1又は第2の職務の級が2級である教頭に限る。）	5種

公職	支給割合
校長	100分の12（人事委員会が別に定める校長にあつては、100分の16又は100分の14）
教頭	100分の10（人事委員会が別に定める教頭にあつては100分の12、条例別表第1又は別表第2の職務の級が2級である教頭にあつては100分の8）

別表第2（第3条関係）

1 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4級	1種	74,100円
	2種	64,800円
	3種	55,600円
3級	3種	51,800円
	4種	43,200円
2級	5種	29,600円

2 高等学校等教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4級	1種	78,000円
	2種	68,300円
	3種	58,500円
3級	3種	56,000円
	4種	46,700円
2級	5種	30,000円

別表第3（第3条関係）

1 中学校・小学校教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4級	1種	66,300円
	2種	58,000円
	3種	49,800円
3級	3種	39,800円
	4種	33,100円
2級	5種	22,000円

2 高等学校等教育職員給料表

職務の級	区分	管理職手当
4級	1種	68,000円
	2種	59,500円
	3種	51,000円
3級	3種	40,600円
	4種	33,800円
2級	5種	22,400円

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、第1条の規定による改正前の管理職手当に関する規則第2条に規定する別表備考に規定する1種の支給割合の適用を受ける職員のうち、特殊性が著しい職として人事委員会が認める職を占める職員に対する第1条の規定による改正後の管理職手当に関する規則（以下「新管理職手当規則」という。）第3条に規定する別表第2 1の表9級の部1種の項の規定の適用については、当該職員が引き続きその職を占めている間に限り、同項管理職手当の欄中「104,200円」とあるのは、「130,300円」とする。

3 職員の給与に関する条例第18条の2又は教育職員の給与に関する条例第17条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、新管理職手当規則第3条又は第2条の規定による改正後の教育職員の管理職手当に関する規則（以下「新教育職員管理職手当規則」という。）第3条の規定による管理職手当が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

施行日の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（施行日の前日に管理職手当を支給する職を占める職員が施行日以後に降任され管理職手当を支給する職を占める職員でなくなった後昇任し再び管理職手当を支給する職を占める職員となったものを除く。以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、上位区分職員（同日において占めていたこの規則による改正前の管理職手当に関する規則第2条に規定する別表又は教育職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する別表に掲げる公職に係るこれらの表の支給割合欄に定める区分（教育職員にあっては、同規則別表支給割合欄中「100分の16」とあるのは「1種」と、「100分の14」とあるのは「2種」と、「100分の12」とあるのは「3種」と、「100分の10」とあるのは「4種」と、「100分の8」とあるのは「5種」とし、以下「旧区分」という。）より高い区分に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄又は新教育職員管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応するこれらの表に掲げる公職を占める職員をいう。）同日にその者が受けていた管理職手当

同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員（旧区分に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄又は新教育職員管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応するこれらの表に掲げる公職を占める職員をいう。第4号において同じ。）同日にその者が受けていた管理職手当

同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄又は新教育職員管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応するこれらの表に掲げる公職を占める職員をいう。第5号において同じ。）同日に当該旧区分より低い区分に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄又は新教育職員管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当

同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当

同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新管理職手当規則別表第1の区分欄又は新教育職員管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当

施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日の前日に管理職手当を支給する職を占める職員が施行日以後に降任し管理職手当を支給する職を占める職員でなくなった後昇任し再び管理職手当を支給する職を占める職員となったもの及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当

前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額

（期末手当及び勤労手当の支給等に関する規則の一部改正）

5 期末手当及び勤労手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定幹部職員としない職員）</p> <p>第5条の2 職員給与条例第19条第2項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 68）<u>別表第1の区分</u>（以下「管理職手当の<u>区分</u>」という。）が1種に該当する職を占める職員のうち、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち職員給与条例第21条第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。）以外の職員とする。</p> <p style="text-align: center;">～ 省略</p>	<p>（特定幹部職員としない職員）</p> <p>第5条の2 職員給与条例第19条第2項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 68）<u>別表の支給割合</u>（以下「管理職手当の<u>支給割合</u>」という。）が1種に該当する職を占める職員のうち、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち職員給与条例第21条第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。）以外の職員とする。</p> <p style="text-align: center;">～ 省略</p>

(加算を受ける職員及び加算割合)

第5条の4 職員給与条例第19条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当の区分が1種に該当する職又は2種に該当する職(人事委員会が指定する職に限る。)を占める職員のうち、第5条の2各号に掲げる職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(4号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(3号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。)とする。ただし、休職にされている職員のうち職員給与条例第21条第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員は、除く。

2 職員給与条例第19条第5項の給料月額に乗ずる割合は、管理職手当の区分が1種に該当する職を占める職員、任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員及び任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員のうち人事委員会が指定するものについては100分の25とし、その他の職員については100分の15とする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

第5条の4 職員給与条例第19条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当の支給割合が1種に該当する職又は2種に該当する職(人事委員会が指定する職に限る。)を占める職員のうち、第5条の2各号に掲げる職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(4号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(3号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。)とする。ただし、休職にされている職員のうち職員給与条例第21条第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員は、除く。

2 職員給与条例第19条第5項の給料月額に乗ずる割合は、管理職手当の支給割合が1種に該当する職を占める職員、任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員及び任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員のうち人事委員会が指定するものについては100分の25とし、その他の職員については100分の15とする。

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

- 6 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-479)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第3条の7 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合に、当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた職員の区分を決定するために必要な職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、管理職手当については、次のいずれにも該当する場合に限り、その者は、当該特定基礎在職期間において、当該特定基礎在職期間の直前の職員として引き続いた在職期間の末日(以下「特定基礎在職期間の直前の日」という。)にその者が支給を受けていた管理職手当の区分 _____ と特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日(以下「特定基礎在職期間に連続する日」という。)にその者が支給を受けていた管理職手当の区分 _____ のうちいずれか低い区分の _____ 管理職手当を受けていたものとみなす。</p> <p>・ 省略</p> <p>4 省略</p> <p>別表(第3条の8関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p>	<p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第3条の7 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合に、当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた職員の区分を決定するために必要な職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、管理職手当については、次のいずれにも該当する場合に限り、その者は、当該特定基礎在職期間において、当該特定基礎在職期間の直前の職員として引き続いた在職期間の末日(以下「特定基礎在職期間の直前の日」という。)にその者が支給を受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乗ずる支給割合と特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日(以下「特定基礎在職期間に連続する日」という。)にその者が支給を受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乗ずる支給割合のうちいずれか低いものを給料月額に乗じて得た管理職手当を受けていたものとみなす。</p> <p>・ 省略</p> <p>4 省略</p> <p>別表(第3条の8関係)</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p>

省略	
第 3 号 区 分	<p>1・2 省略</p> <p>3 平成18年 4月以後平成19年 3月末までの職員給与と条 例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が 5 級であつたもののうち期末手当等の加算 割合が100分の15で管理職手当の支給割合が100分の16 であつたもの</p> <p><u>3の2 平成19年 4月以後の職員給与と条例の研究職 給料表の適用を受けていた者でその属する職務の 級が 5 級であつたもののうち期末手当等の加算割 合が100分の15で管理職手当の区分が 3 種であつた もの</u></p> <p>4～6 省略</p> <p>7 平成18年 4月以後平成19年 3月末までの教育職員給 与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校 等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が 4 級であつたもののうち期末手当等の加算 割合が100分の15で管理職手当の支給割合が100分の16 又は100分の14であつたもの</p> <p><u>7の2 平成19年 4月以後の教育職員給与と条例の中学校・ 小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級で あつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の15 で管理職手当の区分が 1 種又は 2 種であつたもの</u></p> <p>8～10 省略</p>
省略	
第 5 号 区 分	<p>1～3 省略</p> <p>4 平成18年 4月以後平成19年 3月末までの職員給与と条 例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属す る職務の級が 2 級であつたもののうち期末手当等の加 算割合が100分の10で管理職手当の支給割合が100分の 10以上であつたもの</p> <p><u>4の2 平成19年 4月以後の職員給与と条例の医療職給料 表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分 の10で管理職手当の区分が 6 種以上であつたもの</u></p> <p>5・6 省略</p> <p>7 平成18年 4月以後平成19年 3月末までの教育職員給 与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校 等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が 3 級であつたもののうち管理職手当の支給 割合が100分の12であつたもの</p> <p><u>7の2 平成19年 4月以後の教育職員給与と条例の中学校・ 小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級で あつたもののうち管理職手当の区分が 3 種であつたも の</u></p> <p>8～10 省略</p>
省略	

省略	
第 3 号 区 分	<p>1・2 省略</p> <p>3 3 平成18年 4月以後_____の職員給 与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が 5 級であつたもののうち期末手当等の 加算割合が100分の15で管理職手当の支給割合が100分 の16であつたもの</p> <p>4～6 省略</p> <p>7 平成18年 4月以後_____の教育職員給 与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校 等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が 4 級であつたもののうち期末手当等の加算 割合が100分の15で管理職手当の支給割合が100分の16 又は100分の14であつたもの</p> <p>8～10 省略</p>
省略	
第 5 号 区 分	<p>1～3 省略</p> <p>4 平成18年 4月以後_____の職員給与と条 例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属す る職務の級が 2 級であつたもののうち期末手当等の加 算割合が100分の10で管理職手当の支給割合が100分の 10以上であつたもの</p> <p>5・6 省略</p> <p>7 平成18年 4月以後_____の教育職員給 与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校 等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する 職務の級が 3 級であつたもののうち管理職手当の支給 割合が100分の12であつたもの</p> <p>8～10 省略</p>
省略	

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

7 管理職員特別勤務手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-805)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額等)</p> <p>第2条 職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)別表第1中欄に掲げる公職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める公職に係る同表右欄に掲げる _____ 区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア~オ 省略</p> <p>・ 省略</p> <p>2 教育職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>校長(第3号に掲げる教育職員を除く。)及び教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-390)別表第1右欄に掲げる区分が3種 _____ である教頭(同号に掲げる教育職員を除く。) 6,000円</p> <p>・ 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(手当の額等)</p> <p>第2条 職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)別表 _____ 中欄に掲げる公職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める公職に係る同表右欄に掲げる <u>支給割合</u>の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア~オ 省略</p> <p>・ 省略</p> <p>2 教育職員給与条例第17条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>校長(第3号に掲げる教育職員を除く。)及び教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-390)別表 _____ 右欄に掲げる <u>支給割合が100分の12</u>である教頭(同号に掲げる教育職員を除く。) 6,000円</p> <p>・ 省略</p> <p>3 省略</p>

○愛媛県人事委員会規則7-1043

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-368)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特勤手当の月額)</p> <p>第3条 特勤手当の月額は、特勤手当基礎額に、別表第1の級別区分欄に掲げる公署の級別に応じ、次に定める級別ごとの支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の21</u>を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。</p> <p>1 級 <u>100分の2</u></p> <p>2 級 <u>100分の4</u></p> <p>3 級 <u>100分の8</u></p> <p>4 級 <u>100分の12</u></p> <p>5 級 <u>100分の16</u></p> <p>6 級 <u>100分の21</u></p> <p>2・3 省略</p>	<p>(特勤手当の月額)</p> <p>第3条 特勤手当の月額は、特勤手当基礎額に、別表第1の級別区分欄に掲げる公署の級別に応じ、次に定める級別ごとの支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の25</u>を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。</p> <p>1 級 <u>100分の4</u></p> <p>2 級 <u>100分の8</u></p> <p>3 級 <u>100分の12</u></p> <p>4 級 <u>100分の16</u></p> <p>5 級 <u>100分の20</u></p> <p>6 級 <u>100分の25</u></p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第13条 削除</p> <p>(代休日の指定等の特例)</p> <p>第14条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条の2、第11条及び第12条 _____ の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難いときは、人事委員会の承認を得て、代休日の指定、週休日、勤務時間の割振り及び週休日の振替等 _____ につき別段の定めをすることができる。</p>	<p>(休息时间)</p> <p>第13条 任命権者は、おおむね4時間の正規の勤務時間ごとに15分の休息時間を置かなければならない。</p> <p>2 休息時間は、正規の勤務時間に含まれる。</p> <p>3 休息時間は、これを与えられなかつた場合においても繰り越されることはない。</p> <p>(代休日の指定等の特例)</p> <p>第14条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条の2、第11条、第12条並びに前条第1項及び第3項の規定によるときは、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、これらの規定により難いときは、人事委員会の承認を得て、代休日の指定、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等及び休息時間につき別段の定めをすることができる。</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則6-174

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-158)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)</p> <p>第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時 から午後1時までを除く。)の時間帯とする。</p>	<p>(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)</p> <p>第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時15分から午後1時までを除く。)の時間帯とする。</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県公営企業事業所の執務時間に関する管理規程を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業事業所の執務時間に関する管理規程

愛媛県公営企業事業所の執務時間は、愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）第2条の規定にかかわらず、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

附 則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県企業職員就業規程及び愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成19年 3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員就業規程及び愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部を改正する管理規程

（愛媛県企業職員就業規程の一部改正）

第1条 愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務時間）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員という。」）にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに管理者が定める日）は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間）において、<u>公営企業管理局に勤務する職員については午前8時30分から午後5時30分までに、事業所に勤務する職員については午前8時30分から午後5時15分までに割り振る。</u>ただし、特別の事情を有する職員であつて、管理者が適当と認めるものの勤務時間については、別に定めるところによる。</p> <p>3～5 省略</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第8条 休憩時間は、<u>公営企業管理局に勤務する職員については午後零時から午後1時までと、事業所に勤務する職員については午後零時15分から午後1時までとする。</u>ただし、<u>事業所に勤務する職員の1日の勤務時間が8時間を超える場合においては、更に15分の休憩時間を勤務時間の途中に置く。</u></p> <p>第9条 削除</p> <p>（当直）</p> <p>第10条 職員の当直勤務は、愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則（昭和55年愛媛県規則第16号）の例によるものとする。この場合において、<u>同規則第5条第2項及び第3項中「午後5時30分」とあるのは「午後5時15分」と、同規則第7条第1項第2号中「女子及び満18歳未満の者」とあるのは「満18歳未満の者」とする。</u></p> <p>第11条 省略</p> <p>2 職員は、前項に規定する休日（以下「休日」という。）には、</p>	<p>（勤務時間）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員という。」）にあつては、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに管理者が定める日）は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、前項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間）において _____ 午前8時30分から午後5時15分までに割り振る。ただし、特別の事情を有する職員であつて、管理者が適当と認めるものの勤務時間については、別に定めるところによる。</p> <p>3～5 省略</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第8条 休憩時間は、 _____ 午後零時15分から午後1時までとする。ただし、 _____ 1日の勤務時間が8時間を超える場合においては、更に15分の休憩時間を勤務時間の途中に置く。</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第9条 休憩時間は、午後零時から午後零時15分まで及び午後5時から午後5時15分までとする。</p> <p>2 休憩時間は、正規の勤務時間（第4条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）に含まれる。</p> <p>（当直）</p> <p>第10条 職員の当直勤務は、愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則（昭和55年愛媛県規則第16号）の例によるものとする。この場合において _____、同規則第7条第1項第2号中「女子及び満18歳未満の者」とあるのは、「満18歳未満の者」とする。</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 職員は、前項に規定する休日（以下「休日」という。）には、</p>

正規の勤務時間（第4条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）
においても勤務することを要しない。

正規の勤務時間 _____
においても勤務することを要しない。

（愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程の一部改正）

第2条 愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（休憩時間）</p> <p>第5条 1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては<u>少なくとも45分間</u>、8時間を超える場合においては<u>少なくとも1時間</u>の休憩時間を勤務時間の途中において所属長の指示により与える。</p> <p>第6条 省略</p>	<p>（休憩時間）</p> <p>第5条 1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては _____ 45分間、8時間を超える場合においては _____ 1時間の休憩時間を勤務時間の途中において所属長の指示により与える。</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第6条 正規の勤務時間（第3条に規定する勤務時間をいう。）4時間について15分間の休憩時間を所属長の指示により与える。</p> <p>第7条 省略</p>

附 則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理職手当）</p> <p>第5条 別表第2公職欄に掲げる職を占める職員には、<u>同表右欄に掲げる区分に応じて</u> _____管理職手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する職員のうち地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る前項の規定による区分（以下「職の区分」という。）に応じ、別表第3の管理職手当欄に定める額（任期付短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>3 第1項に規定する職員のうち再任用職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び職の区分に応じ、別表第4の管理職手当欄に定める額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（特殊勤務手当）</p> <p>第6条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額は、<u>別</u></p>	<p>（管理職手当）</p> <p>第5条 別表第2公職欄に掲げる職を占める職員には、<u>当該職員の給料月額に同表右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>の管理職手当を支給する。</p> <p>（特殊勤務手当）</p> <p>第6条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額は、<u>別</u></p>

表第5に掲げるところによる。ただし、短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当（月額で支給される手当に限る。）の額は、同表の規定にかかわらず、同表に規定する額に愛媛県企業職員就業規程第4条第1項又は愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程第3条第1項の規定により定められたその者の勤務時間をこれらの項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額の範囲内で別に定める額とする。

2 省略

附 則

5 省略

（初任給調整手当の特例）

6 当分の間、第9条の規定によりその例によることとされる一般職給与条例第18条の4の規定による初任給調整手当のほか、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して、当該職員に適用される職務の級に応じて次の表に掲げる初任給調整手当を支給する。

職務の級	初任給調整手当
医療職給料表(一) 2級以上の級	月額 30,000円
医療職給料表(一) 1級	月額 24,000円

別表第1（第3条関係）

給料表級別職務区分表

職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
省略									
医療職給料表(一) (1~4)	省略	部長 (中央病院リハビリテーションセンター部長及び人間ドック部長を除く。)	省略 センター長(中央病院のセンター長を除く。)	省略					
省略									

表第3に掲げるところによる。ただし、短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当（月額で支給される手当に限る。）の額は、同表の規定にかかわらず、同表に規定する額に愛媛県企業職員就業規程第4条第1項又は愛媛県企業職員特殊勤務者就業規程第3条第1項の規定により定められたその者の勤務時間をこれらの項に規定する再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額の範囲内で別に定める額とする。

2 省略

附 則

5 省略

別表第1（第3条関係）

給料表級別職務区分表

職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
省略									
医療職給料表(一) (1~4)	省略	部長 —— —— —— —— —— —— —— —— —— —— 省略	省略 センター長(中央病院のセンター長を除く。)	省略					
省略									

別表第2（第5条関係）

管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公 職	区 分
省略	
省略 センター長（中央病院のセンター長を除く。） 中央病院リハビリテーション部長 人間ドック部長	3 種
省略	

別表第3（第5条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当
9 級	1 種	104,200円
8 級	2 種	85,100円
7 級	3 種	71,200円
	4 種	62,300円
6 級	3 種	67,100円
	4 種	58,700円
	5 種	50,300円
5 級	5 種	48,400円

2 医療職給料表(一)

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	110,900円
	2 種	99,800円
3 級	3 種	76,600円

3 医療職給料表(二)

職務の級	区 分	管理職手当
7 級	4 種	62,800円

4 医療職給料表(三)

職務の級	区 分	管理職手当
7 級	2 種	84,200円
	4 種	65,500円
6 級	5 種	50,700円

別表第4（第5条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当
9 級	1 種	90,300円
8 級	2 種	71,800円
7 級	3 種	58,300円
	4 種	51,000円
6 級	3 種	51,400円
	4 種	45,000円
	5 種	38,500円
5 級	5 種	35,400円

2 医療職給料表(一)

職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	92,700円
	2 種	83,500円

別表第2（第5条関係）

管理職手当の支給を受ける者の範囲及び支給割合

公 職	支給割合
省略	
省略 センター長（中央病院のセンター長を除く。）	3 種
省略	

備考 本表中「1種」、「2種」、「3種」、「4種」及び「5種」の割合は、管理職手当に関する規則（昭和33年愛媛県人事委員会規則7 68）の例による。

3 級	3 種	62,500円
-----	-----	---------

3 医療職給料表(ニ)

職務の級	区 分	管理職手当
7 級	4 種	52,200円

4 医療職給料表(三)

職務の級	区 分	管理職手当
7 級	2 種	68,300円
	4 種	53,100円
6 級	5 種	39,900円

別表第5 (第6条関係)

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額

特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額
省略		
省略		

別表第3 (第6条関係)

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額

特殊勤務手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額
省略		
研究手当	病院に勤務する医師	月額 30,000円以内
省略		

附 則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与の特例に関する管理規程(平成18年愛媛県公営企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 職員の給料月額(企業職員給与規程第9条の規定又は特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる職員又は特定任期付職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「一般職給与改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額)は、企業職員給与規程第2条から第4条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。)第3条から第4条の2までの規定、一般職給与改正条例附則第7項から第9項までの規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「一般職任期付職員条例」という。)第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額_____及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p>	<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 職員の給料月額(企業職員給与規程第9条の規定又は特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる職員又は特定任期付職員に適用される職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「一般職給与改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額)は、企業職員給与規程第2条から第4条までの規定、特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「一般職員給与条例」という。)第3条から第4条の2までの規定、一般職給与改正条例附則第7項から第9項までの規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「一般職任期付職員条例」という。)第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、<u>管理職手当</u>及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。</p>

局長、中央病院長又は中央病院事務局長の職にある者 100分の6

企業職員給与規程第5条の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員（前号に掲げる職員を除く。）及び特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる特定任期付職員に適用される一般職任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給又は4号給であるものに限る。） 100分の4.5

企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員又は企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる技能労務職員に適用される技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年11月訓第1,367号）第4条第4項第1号に掲げる職務の級が3級以上の職員の職務の級にある職員（前2号に掲げる職員を除く。） 100分の3

前3号に掲げる職員以外の職員 100分の2.6

（管理職手当の特例）

第4条 職員の管理職手当の月額、企業職員給与規程第5条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に、100分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附則

2 この管理規程は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

局長、中央病院長又は中央病院事務局長の職にある者 100分の8

企業職員給与規程第5条の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員（前号に掲げる職員を除く。）及び特定任期付企業職員給与規程の規定によりその例によることとされる特定任期付職員に適用される一般職任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給又は4号給であるものに限る。） 100分の6

企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる職員に適用される一般職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員又は企業職員給与規程第9条の規定によりその例によることとされる技能労務職員に適用される技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年11月訓第1,367号）第4条第4項第1号に掲げる職務の級が3級以上の職員の職務の級にある職員（前2号に掲げる職員を除く。） 100分の4

前3号に掲げる職員以外の職員 100分の3.5

（管理職手当の特例）

第4条 職員の管理職手当の月額、企業職員給与規程第5条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に、100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附則

2 この管理規程は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
第10条から第12条まで 削除	<p>（研究手当）</p> <p>第10条 規程別表第3に定める研究手当は、病院に勤務する医師である職員で、診療、検診又は救護等に従事するものに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の月額は、職員の職務の級に応じ次の区分による額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級の区分</th> <th>手当の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療職給料表（一）2級以上の級</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表（一）1級</td> <td>24,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11条及び第12条 削除</p>	職務の級の区分	手当の月額	医療職給料表（一）2級以上の級	30,000円	医療職給料表（一）1級	24,000円
職務の級の区分	手当の月額						
医療職給料表（一）2級以上の級	30,000円						
医療職給料表（一）1級	24,000円						
（夜間看護等手当）	（夜間看護等手当）						

第13条 規程別表第3に定める夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

省略

病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。）が、所属長の命により救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療病棟等に入院している患者をいう。以下同じ。）に対処するために自宅等で待機したとき（次号に該当する場合を除く。）

_____。

前号に該当する職員が、その待機を命ぜられた期間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上手術等の業務に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。

省略

- ___ 前項第2号の業務 待機1回につき 860円
- ___ 前項第3号の業務 勤務1回につき 1,620円

3 省略

（帳簿）

第17条 所属長は、危険作業従事命令簿（様式第1号）、用地交渉等業務手当支給明細書（様式第5号の2）、結核病棟勤務命令簿（様式第6号）、病理細菌取扱勤務命令簿（様式第7号）、放射線技術勤務命令簿（様式第8号）、伝染病医療従事命令簿（様式第9号）、精神病棟等勤務命令簿（様式第9号の2）、夜間看護従事命令簿（様式第12号）、救急待機命令簿（様式第12号の2）、夜間看護等手当支給整理簿（様式第12号の3）、航空業務従事命令簿（様式第13号の2）、救急医療従事命令簿（様式第14号）及び救急医療従事手当整理簿（様式第15号）を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。

（支給期日及び支給方法）

第19条 省略

2 前項に規定する特殊勤務手当は、職員が退職し、又は死亡したときは、同項の規定にかかわらず、その際支給する。

第13条 規程別表第3に定める夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

省略

病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。）のうち、_____救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療病棟等に入院している患者をいう。以下同じ。）に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員が、その待機を依頼された期間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上手術等の業務に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、次の区分による額とする。

省略

- ___ 前項第2号の業務 勤務1回につき 1,620円

3 省略

（帳簿）

第17条 所属長は、危険作業従事命令簿（様式第1号）、用地交渉等業務手当支給明細書（様式第5号の2）、結核病とう勤務命令簿（様式第6号）、病理細菌取扱勤務命令簿（様式第7号）、放射線技術勤務命令簿（様式第8号）、伝染病医療従事命令簿（様式第9号）、精神病棟等勤務命令簿（様式第9号の2）、夜間看護従事命令簿（様式第12号）、夜間看護等手当勤務実績簿（様式第12号の2）、夜間看護等手当支給整理簿（様式第12号の3）、航空業務従事命令簿（様式第13号の2）、救急医療従事命令簿（様式第14号）及び救急医療従事手当整理簿（様式第15号）を作成し、必要な事項を記入し、保管しなければならない。

（支給期日及び支給方法）

第19条 省略

2 規程別表第3に定める研究手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 第1項に規定する特殊勤務手当は、職員が退職し、又は死亡したときは、同項の規定にかかわらず、その際支給する。

様式第6号中「関係）」を「関係）結核病棟勤務命令簿」に、「結核病とう勤務命令簿」を「結核病棟勤務命令簿」に改める。
様式第12号の2及び様式第12号の3を次のように改める。

救 急 待 機 命 令 簿

様式第12号の2 (第17条関係) 救急待機命令簿

年度分

職 氏名

所屬長の印	待機命令 (規則第13条第1項第2号)				業務の従事状況 (規則第13条第1項第3号)				備考
	待機日時	待機者の印	呼出日時	勤務時間	呼出日時	勤務時間	呼出日時	勤務時間	
	年 月 日 : 年 月 日 ~ 年 月 日 :		月 日 : 月 日 :	: ~ : :	月 日 : 月 日 :	: ~ : :	月 日 : 月 日 :	: ~ : :	
	年 月 日 : 年 月 日 ~ 年 月 日 :		月 日 : 月 日 :	: ~ : :	月 日 : 月 日 :	: ~ : :	月 日 : 月 日 :	: ~ : :	
	年 月 日 : 年 月 日 ~ 年 月 日 :		月 日 : 月 日 :	: ~ : :	月 日 : 月 日 :	: ~ : :	月 日 : 月 日 :	: ~ : :	
	年 月 日 : 年 月 日 ~ 年 月 日 :		月 日 : 月 日 :	: ~ : :	月 日 : 月 日 :	: ~ : :	月 日 : 月 日 :	: ~ : :	

備考 1 この様式は、愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則 (昭和46年愛媛県公営企業法令第4号) 第13条第1項第2号に規定する職員に対し同号に規定する待機を命令した場合及び当該職員が

同項第3号に規定する呼出しを受けて救急医療等の業務に従事した場合に使用すること。

2 勤務時間の欄には、呼出しを受けて救急医療等の業務に従事した時間のうち、正規の勤務時間以外のものを記入すること。・

3 時刻は、24時間制で記入すること。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

○愛媛県公営企業訓令第 2号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則（昭和57年愛媛県公営企業訓令第 2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（病院の事務局等の所掌事務）</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 ～ 5 省略</p>	<p>（病院の事務局等の所掌事務）</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 ～ 5 省略</p> <p>6 愛媛県立北宇和病院の検査室等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>検査部</u></p> <p>血液学的検査に関すること。</p> <p>病理学的検査に関すること。</p> <p>生化学的検査に関すること。</p> <p>微生物学的検査に関すること。</p> <p>生理学的検査に関すること。</p> <p>検査室の管理に関すること。</p> <p>その他医学的検査及び研究に関すること。</p> <p><u>放射線室</u></p> <p>診断用及び治療用放射線に関すること。</p> <p>放射線検査測定に関すること。</p> <p>放射線室の管理に関すること。</p> <p>その他放射線に関すること。</p> <p><u>リハビリテーション室</u></p> <p>理学療法に関すること。</p> <p>機能訓練に関すること。</p> <p>リハビリテーション室の管理に関すること。</p> <p>その他リハビリテーションに関すること。</p> <p><u>人工透析室</u></p> <p>人工透析の計画に関すること。</p> <p>人工透析治療に関すること。</p> <p>その他人工透析に関すること。</p>
<p>（病院の職員の職務）</p> <p>第 9 条 病院の職員の職務は、次項から第23項までに規定するとおりとする。</p> <p>2 ～ 23 省略</p> <p>（当直）</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 ・ 3 省略</p> <p>4 愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則（昭和55年愛媛県規則第16号）の規定は、前 3 項の当直勤務について準用す</p>	<p>（病院の職員の職務）</p> <p>第 9 条 病院の職員の職務は、次項から第20項までに規定するとおりとする。</p> <p>2 ～ 23 省略</p> <p>（当直）</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 ・ 3 省略</p> <p>4 愛媛県地方機関庁舎における当直勤務に関する規則（昭和55年愛媛県規則第16号）の規定は、前 3 項の当直勤務について準用す</p>

る。この場合において、同規則第5条第2項及び第3項中「午後5時30分」とあるのは「午後5時15分」と、同規則第7条第1項第2号中「女子及び満18歳未満の者」とあるのは「満18歳未満の者」と読み替えるものとする。

る。この場合において_____、同規則第7条第1項第2号中「女子及び満18歳未満の者」とあるのは、「満18歳未満の者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。



○愛媛県公営企業訓令第3号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の特例に関する規則（平成18年愛媛県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この訓令は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この訓令は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第7号

臨時職員の給与規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月31日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

臨時職員の給与規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（臨時職員の給与規則の一部改正）

第1条 臨時職員の給与規則（昭和34年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（漁労手当）</p> <p>第2条 漁労手当は、水産実習船に勤務する臨時職員が漁労に従事したときに支給する。</p> <p>第3条 漁労手当の額は、漁労に従事した日1日につき別表に定める額とする。</p> <p>（漁労手当の支給方法等）</p> <p>第4条 漁労手当の支給方法等については、一般職員の例による。</p>	<p>（漁獲手当）</p> <p>第2条 漁獲手当は、水産実習船に勤務する臨時職員が漁労に従事したときに支給する。</p> <p>第3条 漁獲手当の額は、一航海ごとにその航海における漁獲物の売上額から市場及び問屋に納付する手数料を差し引いた残額の100分の16に相当する金額を、別表に定める支給基準率によつて算定した額とする。</p> <p>（漁獲手当の支給方法等）</p> <p>第4条 漁獲手当の支給方法等については、一般職員の例による。</p>

別表

職名	支給額
1等航海士	4,700円
1等機関士	3,600円
2等航海士	
2等機関士	
甲板長	4,400円
操機長	3,000円
冷凍長	3,900円
司厨長	3,600円
甲板員(校長があらかじめ指定する者に限る。)	3,300円
甲板員(校長があらかじめ指定する者を除く。)	2,800円
機関員	2,200円

別表

職名	支給基準率
1等航海士	1、2代以上2、5代の範囲内で決定する。
1等機関士	1、2代以上2、5代同
2等航海士	1、0代以上2、0代同
2等機関士	1、0代以上2、0代同
甲板長	1、0代以上2、0代同
操機長	1、0代以上2、0代同
冷凍長	1、0代以上2、0代同
司厨長	1、0代以上2、0代同
甲板員	0、5代以上1、3代同
機関員	0、5代以上1、3代同

備考

- 1 支給基準率に掲げる代とは、漁労に従事した臨時職員の資格に応じて定められる漁獲手当の配分率をいう。
- 2 代数単価は、漁獲手当の総額を、本表に掲げる臨時職員のほか、別に支給基準を定めるその他の職員を含めたものの代数の総和で除して算出する。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和49年愛媛県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(漁労手当についての読替え)</p> <p>第3条 前条の場合において、職員の特種勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)第17条の表を別表のとおり読み替えるものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲板長</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>操機長</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>冷凍長</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>司厨長</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>甲板員(校長があらかじめ指定する者に限る。)</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>甲板員(校長があらかじめ指定する者を除く。)</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	支給額	甲板長	4,400円	操機長	3,000円	冷凍長	3,900円	司厨長	3,600円	甲板員(校長があらかじめ指定する者に限る。)	3,300円	甲板員(校長があらかじめ指定する者を除く。)	2,800円	機関員	2,200円	<p>(漁獲手当についての読替え)</p> <p>第3条 前条の場合において、漁獲手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-57)別表備考以外の部分を別表のとおり読み替えるものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務区分</th> <th>支給基準率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲板長</td> <td>1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。</td> </tr> <tr> <td>操機長</td> <td>1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。</td> </tr> <tr> <td>冷凍長</td> <td>1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。</td> </tr> <tr> <td>司厨長</td> <td>1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。</td> </tr> <tr> <td>甲板員</td> <td>0.5代以上1.3代の範囲内で決定する。</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>0.5代以上1.3代の範囲内で決定する。</td> </tr> </tbody> </table>	職務区分	支給基準率	甲板長	1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。	操機長	1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。	冷凍長	1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。	司厨長	1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。	甲板員	0.5代以上1.3代の範囲内で決定する。	機関員	0.5代以上1.3代の範囲内で決定する。
職名	支給額																														
甲板長	4,400円																														
操機長	3,000円																														
冷凍長	3,900円																														
司厨長	3,600円																														
甲板員(校長があらかじめ指定する者に限る。)	3,300円																														
甲板員(校長があらかじめ指定する者を除く。)	2,800円																														
機関員	2,200円																														
職務区分	支給基準率																														
甲板長	1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。																														
操機長	1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。																														
冷凍長	1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。																														
司厨長	1.0代以上2.0代の範囲内で決定する。																														
甲板員	0.5代以上1.3代の範囲内で決定する。																														
機関員	0.5代以上1.3代の範囲内で決定する。																														

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。